

## 第51号議案

中野区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和5年6月20日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

中野区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

(中野区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第1条 中野区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(令和3年中野区条例第43号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

(中野区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第2条 中野区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(令和3年中野区条例第44号)の一部を次のように改正する。

第32条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

(中野区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 中野区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(令和5年中野区条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第42条の2」の次に「(第60条、第64条、第78条、第85条、第86条、第90条、第98条及び第103条において準用する場合を含む。)」を加える。

附則第3項中「第42条の3第2項」の次に「(第60条、第64条、第78条、第85条、第86条及び第90条において準用する場合を含む。)」を加える。

（中野区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 中野区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（令和5年中野区条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第39条の2」の次に「（第59条において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。